

札幌市国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領

令和7年6月2日 経済観光局長決裁

第1 趣旨

この要領は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（令和6年9月27日改定。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 企業の要件

要綱第4の1（6）に規定する要件は、以下のとおりとする。

- （1）暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。
- （2）市税に係る徴収金を滞納している者でないこと。
- （3）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。
- （4）各種法令等に違反している者でないこと。

第3 申請手続等

要綱第5の1④に規定する書類について以下のとおり定める。

- （1）誓約書 兼 資料回付に係る同意書（様式第1号）
- （2）その他、札幌市が必要と認める書類

第4 企業の経営の安定性等の確認

要綱第6に規定する関係自治体における取組に関しては以下のとおりとする。

- （1）要綱第6の1（1）に規定する経営状態の確認に当たっては、専門的知見を有する中小企業診断士へ提出書類を回付し、必要な助言を受けることとする。
- （2）要綱第6の2（1）に規定する事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言の実施においては、中小企業診断士が同席のうえ面談を行うこととする。
- （3）（2）に掲げる面談の際に、要綱第4の2に規定する企業の責務の履行状況について確認し、必要に応じて指導等を行う。

第5 外国人エンジニアに対する帰国担保支援等

要綱第6の2に規定する、関係自治体による外国人エンジニアに対する帰国担保支援等については以下のとおりとする。

- （1）要綱第6の2に規定するもののほか、外国人エンジニアが本人の責めに帰すべき事由によらず解雇された場合は、企業に対し帰国旅費の負担を求めるとともに、必要に応じて当該外国人エンジニアに対し転職支援窓口の紹介を行う等、不法滞在の防止に努める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月2日から施行する。